

知的財産推進計画（案）に対する意見

知的財産施策全般に関するもの

秘匿性の高い技術の保護には特許は適当でないことは明白であり、いつまでも、特許制度で守らねばならないような技術を対象にしていたのでは、技術立国はおぼつかない。より先進的で、秘匿性の高い技術にこそ、資源を集中的につぎ込むべきである。現在、弁理士試験制度はあっても、「知的財産情報」の専門家を認定するための国家資格制度がないので、この機会に「知的財産情報」の専門家を認定するための国家試験を作っていたきたい。

特許庁の審査官、調査官の不足を解消するため、民間からの中途採用が可能となるよう、人事制度の見直しをお願いしたい。

文献サーチが紙媒体から電子媒体に移行したことにともない、審査官が一元的にサーチする仕組みそのものを変える必要がある。

法改正は本来の立法趣旨を尊重し、特定業界の利益、省庁間の省益に左右することなく、司法の判断を尊重し招来を見据えて拙速に失するような事態は避けて貰いたい。行政書士は、従来より著作権登録、植物新品種の種苗登録、半導体集積回路配置利用権の登録、著作権・工所有権の利用に関する契約などの業務を行い、広く国民に知的財産サービスを提供する専門家の一翼を担っている。知的財産立国の実現には、知的財産ライセンス契約等の専門家の大幅な増員及び養成が急務であるとされているが、知的財産戦略を担う専門人材として、弁護士、弁理士のほか、現に知的財産業務を行っている行政書士をこれに加えるべきである。（他44通）

知財全般を網羅的に取上げた計画となっているが、今後の推進に当たっては優先順位をつけ、大胆に取り組むことが必要である。

「知財立国」実現という点では、とりあえずスタート点に立ったという認識であり、知財バブルとならぬよう、引き続き「知財立国」実現に向けて官民一体となった実効ある取り組みが必要である。

特に知財専門人材の育成は、長時間を要する事項であり、人材、特にこれから期待される知財弁護士像、弁理士像等の中期的ビジョンを明確に描いた上で最適の施策を採用されたい。

日本再生に向けた本「推進計画」実現に当たっては、選択と集中が明確な技術立国を目指す意思、これを実現する政策並びに産業政策に基づく国際産業競争力強化の視点をベースに置かないと「知財立国」は困難である。

省庁間に跨る項目については、従前見られた縦割り行政による互いの牽制を今回どのように超えるかが明確でない。従って、知的財産戦略本部がイニシャティブをとっていただくことが、スピードアップにつながるものと思料する。

議論が白熱した（また今後白熱する）項目については、（国際）産業競争力強化の視点を基軸として方向性を見出すべき。

知的財産権の保護を強化することが知的財産の創造および活用を推進することにつながるという前提に基づいていると思うが、この前提は根拠に乏しい。

著作権を始めとする知的財産権の過剰な保護が、IT社会の発展を阻害することの弊害に関してあまりにも無自覚である。

日本政府の戦略ではなく、米国政府のプロ・パテント（特許強化）戦略の後追いである。

インターネットという言葉はほんの数回、しかも「著作権を侵害する道具」として出てくるだけ。日本が国際的なリーダーシップを発揮するには、情報を囲い込む米国の政策に20年も遅れて追随するよりも、オープンソースなどによって情報を開放して技術革新を促進する政策を考えたほうが賢明である。創造性を高める政策にも、インターネット時代にふさわしい創造性が必要である。

地方の現状に目が届いていない。弁理士制度・弁理士法の地方問題は解決していない。地方の知的所有権センターを財政的・機構的に大幅改善強化すべき。

推進計画総論に関するもの

総論「（４）競争政策の重要性と表現の自由などの重視」（９頁）については、知的財産権の強化がなぜ競争上の弊害を生じさせ、表現の自由等の基本的価値と抵触するのか明確でなく、誤解を与えるのではないか。

計画（案）は、従来の「ものづくり」に加え「情報づくり」を提唱している。この場合放送番組は、その活用を通じ経済の活性化に資する面と同時に、視聴者・国民に共通の情報面の基盤を提供しているという文化的・社会的側面も併せ持っていることに充分留意すべき。

「知的財産立国実現に当たって配慮すべき事項」において、発明者個人を重視するという観点が抜けているかと思う。

知的成果を「知的財産」と位置付けて保護を強化するということは、必ずしもイノベーションに結び付かないと考える。

推進計画案には「米国における80年代の諸般の改革や知的財産を重視するという姿勢への変化が[...]米国産業の国際競争力を回復強化させ、長期にわたる経済成長の実現に貢献したことは確かであると思われる」（3頁）と書かれているが、この推測には根拠がない。

原石としての知的財産を見いだして発展に繋げ活用の場面に繋げていく役割は、特に中小企業から個人レベルの知的財産の創造と活用のために是非とも必要であるが、この役割の一端を担うものについて、推進計画では、全体としてはこの方向が読めなくもないにせよ、この役割は雲散霧消しているのではないか。具体的な提案としては、複数の特許流通アドバイザー等の推奨を受けた知的財産を、国家や公共団体が公共資産として保有する制度の創設である。

「従来の枠にとらわれない、知的財産に関する特例を作る」との部分については、それが基本的な我が国の法制度の枠組みや法体系にまで影響を及ぼすものであるときは、法制度全体との整合性に対する配慮が不可欠である。この点についての慎重な対

応を求める。

専門調査会には、日本以外の組織の専門家を含むことを要請する。

第1章 創造分野に関するもの

知的財産の創造基盤の整備

大学での教育を重視する政策を打ち出しているが、これは箱物を強化しただけで、効果が薄いという結果に終わる可能性があるかと思う。企業内発明者からの出願が大半である以上、知財教育の効果が高いのは、学生よりも、むしろ社会人であり、例えば「副業発明解禁政策」のように企業内発明家の活動領域を拡大する政策を行った方が、政策として即効性があると思われる。また、大学関係者あるいは個人発明者に対するフォローとして、発明奨励金を出願した人に対して一律に支払う方が良いかと思われる。

発明者を育てる教育機関として、民間のNPO等の組織も活用する必要があるかと思う。

大学等における知的財産の創造の推進

「研究者個人への実施料を還元するルールを明確化する」に関し、民間と大学・公的研究機関との共有権利(共同発明)については、それぞれの発明者が所属する機関が、その責任において還元をするようルール化すべき。

大学の知的財産本部又はTLOのどちらでもよいが、契約等の対外窓口の明確化に留まらず、交渉等に係る権利・契約関係のすべての権限の一元化を図り、産業界と総合的に契約交渉等できるようにすべき。

「産学官連携に関するルールの整備を支援」に関し、ルール策定に当たっては、連携の片方の当事者である産業界の意見を聞き、反映すべき。また、産学連携の成功のためには、一度決めたルールには裁量の余地なしという対応ではなく、立場、契約のタイミング等契約締結時の事情を優先して対処する必要があること、すなわち柔軟性を前面に打ち出したルール化を指導すべき。

各種方針の策定・提供に際しては、産業競争力強化の観点から、連携の片方の当事者である産業界の意見を聴取し、反映すべき(特に、不実施補償、優先実施、秘密保持義務等)。

「研究開発評価において知的財産を活用する」について、戦略的公知化も評価対象とするべき。公知化する場合は特許と異なり大学等の民間からの収入源とできないので、重要な公知化については政府の財政支援が機関に対して行われるべき。

「大学、公的研究機関において知的財産の創造を重視した研究開発を推進する」について、そもそも公的研究機関において、その成果を保護される「知的財産」とすべき必然性はない。技術移転の推進は、当該技術が「知的財産」として扱われなくても可能。研究を戦略的に公知化し社会に広く貢献するという方向についても、「知的財産の創造」と同等以上に知的イノベーションへの貢献として評価されるべき。

「大学の知的財産本部を整備する」について、知的財産権の取得は勿論大事なことであるが、それ以上に重要なことは、知的財産が実用化・普及することにより有効

に活用され、わが国産業が振興すること。単に知的財産権を取得するにとどまらず、それを実用化する努力、工夫が必要であり、大学の知的財産本部において、実用化・普及促進を意識した体制の構築をお願いしたい。

「大学発ベンチャーを促進する」については、米国の大学に見られるようなインキュベーション機能を持ったベンチャー育成機関を設置していただきたい。

発明者と発明者を擁する機関が共に報われる均衡の取れた相互関係の確立が極めて重要で、中小事業者を中心に 契約の整備、 計画案にある研究ノートのような事実証明書類の整備を指導・支援していく社会的機能が望まれる。

大学等と民間との契約ルールの明確化が謳われているが、具体的にどのようなものになるかについての記述が望まれる。「官」スキームの基本となっている「特許庁長官通達特総第1173号 特許権等契約ガイドライン」等の通達類の内容と、その運用が今後どのようになるのか、また大学との契約スキームとの関係はどのようになるかについても整理検討をお願いしたい。「契約書の雛形」は、「政府が定めた」ということを理由として事実上変更の許されない非常に硬直な運用がなされるのが常であり、「契約の柔軟性の確保」について、その徹底を期待する。

大学・企業を問わず質の高い知的財産の創造の推進

現行35条1項は存続させるべき。2項は存続させることが望ましい。3項・4項の撤廃は絶対に必要。

企業内研究者にとって、研究開発成果に対して相応の利益を得る根拠が失われることになり、おおいにインセンティブを削がれることになることは間違いない。

特許法35条第3項及び第4項に関して、対価計算方法を明確にし、強行規定としての対価支払を年次に行うなどとするならば、特許によって得られた利益から支払うべき対価を控除しておくだけなので、労使ともに「リスク」は無くなる。問題は対価計算方法であるが、全てを労使間の契約に委ねてしまったら、立場の弱い労働者は浮かばれない。定められた対価+経費+ の価格で、発明者は当該特許権を取得できるようにすれば、不当な対価の設定は無くなる。

全部廃止は却って実務上混乱を来たす恐れがある。現在の実務上の問題解決のためには、特許法35条4項の規定の充実を早期に図る改正で対処すべき。

インセンティブ付与施策は、企業の競争力強化の観点から、各企業が創意工夫すべき事項で、「特許法35条の廃止又は改正する」方向については賛成。

特許を受ける権利や特許権が不当な廉価で譲渡されてしまった場合や、特許権が維持されなかった場合の、発明者の不利益も補償して欲しい。

特許法の職務発明規定を廃止又は改正する点については、状況を見ながら先送りすべき。また、職務発明訴訟を起こされている企業等は、冒認出願も多い可能性が高いという指摘もあるので、改正前に冒認出願についての調査も行う必要があるかと思う。以下の件についてご配慮くださいますようお願いいたします。

- 1．研究開発補助金・助成金の前払い制度の導入
- 2．研究開発補助金・助成金の運用の柔軟化
- 3．TLOの特許関係経費に対する全額費用計上制度の導入

大学等の研究現場において、折角の発明が実用化という観点からの検討がなされず、結果的に弱い発明、使えない特許になる例もある。そのようなときに産業界で

知的財産の経験を積んだ人材がいれば、発明を産業界で利用しやすいものになるよう強化することができ、この様な観点から大学・公的研究所の研究現場における知的財産担当者の配置については、産業界で知的財産の経験を積んだ人材の積極的な選任をお願いしたい。

日本版バイ・ドール制度を具体的にどのような方法で活用の徹底を図るのかの説明が望まれる。また、同制度の政府システム調達への適用拡大についても期待する。

「特許法の職務発明規定を廃止又は改正する」について、仮に『企業と社員があらかじめ結ぶ個別の契約』を目指すものであるとするならば、それは「科学技術創造立国」・「知的財産立国」の実現に対して大きな障害になってくるものであると強く懸念する。発明者（研究者）が『冷遇され易い』、即ち低評価に甘んじさせられるような状況下において、企業と社員とが対等な立場に立っての『個別の契約』などを結び得ることはできず、従業者の立場は極めて弱いことから、「『相当な対価』に代わるものとして、使用者と従業者との『個別の自由契約』に委ねる。」などといっても、それはおよそ実効が伴わない。

従って、『独創的』な発明者（研究者）は、これを『法』の力で救済するしかなく、現行の特許法第35条第3項及び第4項、特にその第4項の規定こそは、ある程度これにんえ得ているものであると考える。単なる一私企業内の評価を超えるものとして、やはり現行の特許法第35条第3項及び第4項の規定のように『対世的保護』によってこそ『独創的』な発明者は初めて救済され得ると考える。

「研究者に多様なインセンティブを付与する」点においては、発明者個人へ還元すべき金額のレートについては民間企業の状況を踏まえてご決定いただきたい。

「国内優先権制度の弾力的運用を図る」点について、ご提案のとおり、弾力的な運用が可能となるようお願いしたい。

「研究者間の自由な意見交換と特許保護の両立を図る」については、大学の研究室内における、学生を含めた研究成果の守秘義務についてまず、明文化すべき。そして、特定の研究者間の情報交換や討論の場については、予め準備された定型の書面により守秘義務を確認し、一方、公開の討論の場では、新規性喪失の例外規定の存在を考慮した発表が行えるように周知徹底すべきである。特に、欧米のシステムに対抗するために、守秘義務は文書で明確にしておくべきである。

論文発表等による新規性の喪失を防止するため、グレースピリオドの見直しと認定学会等の拡充、要件の緩和等の手当は必要である。また、三極での制度調和が必要であり、グローバルな活動（特に欧州への働きかけ）も必要。さらに、併せて研究者の知的財産に対する意識を高めることが必要である。この制度設計には、上記のような趣旨から文部科学省、外務省も加えて検討されるべき。

産学官連携による技術開発を支援促進するため、商工会議所や中小企業支援センターにおける大学・TLOと中小企業を結びつけるためのコーディネート事業への補助等支援策を創設すべき。

中小企業の技術開発を支援するSBI R（中小企業技術革新制度）について、より多くの中小企業者の利用が可能となるように支出目標額（特定補助金等）の一層の増額を図るべき。また、各制度の周知期間・募集期間を十分に確保するなど「統一運用方針」の徹底を図り中小企業者の応募の利便性向上を図るとともに、同制度を通じて開発された製品情報の提供を充実するなど事業化の支援を図るべきである。

「民間において、博士課程修了者やポストドクター経験者等の若手研究者の採用が行われるよう」にすることは重要であるが、より具体的には「適切なキャリア情報の発信により、専門性を活かした多様なキャリアパスへの関心を高めるとともに、それに向けた自己啓発活動を支援」することが必要である。

個々の弁理士はそれぞれ得意とする分野が異なるため、ある程度、固定した依頼者の業務を継続的に遂行することがあり、大学、研究機関の支援もある程度の期間継続して取り組まなければならないものと考えられる。このような弁理士の固定した依頼者の業務遂行と、大学、研究機関への継続性ある関与を両立させるための配慮をお願いしたい。

第2章 保護分野に関するもの

「知的財産創造のインセンティブを確保するとともに、その効果的な活用を図るには、知的財産の適切な保護が不可欠」だという通念には根拠がない。

出願された発明の全てを審査する制度にする。

「特許審査を迅速化する」について

特許審査の迅速法は必要である。

審査の質および審査能力の向上、業務効率の向上に加えて、審査官の大幅増員が不可欠である。

審査滞貨一掃のための臨時措置と、スピードを含めた恒常的な審査適正化とは明確に区別すべき。前者のための策としての任期付審査官の採用、後者のための策としての審査官の増員、審査の質および審査能力の向上、業務効率の向上を図るべき。（他1通）

今最も急ぐべきは審査待ち滞貨の一掃である。審査官の大幅増員、外部審査民間機関の設立など、手はあるが成果を出すには時間が必要で具体化を急ぐべき。

新料金制度は姑息な手段である。審査料の2倍値上げ、取下げたら半額返却などは、誠に発想が貧困。世界で80万件のうち日本が40万件という、異常な出願の多さを是正すべき。大企業の無意味な網羅出願などを阻止するには、出願料を大幅値上げすべき。出願したものは審査をするべきで、米国流に審査料を含めて出願料を設定すべき。

発明の公知化制度（公開技報等）を見直し、審査官が引例として利用できるようDBを構築するようにしてもらいたい。

世界最高レベルの迅速な審査を実現するためにも、本案で示された「任期付き審査官の配置」については、是非実現願いたい。（他1通）

先行技術調査分野でIPC以外に民間企業をどんどん参入させ競争させる状態をなるべく早急に作っていただきたい。

技術（発明）の経済価値は時代や市場動向によって、刻々と変わるものなのに、審査請求時に、将来のそれを予測して厳選させようとする自体に無理があるので、出願・審査請求構造改革には反対である。

出願・審査請求構造改革の代わりに、審査請求制度の全廃、及び米国の仮出願制度の

採用を希望する。

出願・審査請求構造改革を促すための施策として、「実用新案制度の適切な活用等」と記載されているが、審査の迅速化の観点での無審査登録主義の実用新案制度の活用は反対である。

審査の迅速化とあわせ、審査の質を担保することが権利の安定性確保の上で重要と考える。審査待ち期間の短縮の目標と達成時期を定めるのであれば、一方で、特許審査官の大幅増員等により審査の質を落とさないようにする事が必要不可欠であり、特に、滞貨の一層のために任期付き審査官を外部から採用し、活用する事は効果的であると思われる。

今後の企業経営にとって特許の重要性は益々増加することは、明らかであり、このような状況下において、安易な形での権利化（例えば無審査による権利化）は弊害が大きくなると思われる。従って、審査官をサポートするシステム的なものの構築を合わせて考慮頂き、従前の審査のレベルの維持に努めつつ、審査の迅速化をお願いしたい。

「出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する」について

賛成する。

出願人ニーズに応じた審査時期の担保が必要である（早期審査だけでなく遅めの審査も選択可とする）。

ITはわが国の国際競争力を左右する重要な先端技術であると同時に熾烈な国際競争が進展している分野である。このような状況から、IT分野の審査体制強化をして頂きたい。

審査の迅速化及び審査待ち時間の短縮は、ライフサイエンス分野のような変化の激しい、先端科学技術分野では特に重要であるが、それに加え質の高い審査を確保することも重要。従って、記載の審査員の増大等の対策は歓迎である。併せて審査の質も十分に確保されるようお願いしたい。審査請求制度の基で審査請求のあった出願の審査は、全て迅速に行うことを要望する。

このような観点に鑑み、2.(3)「先端技術分野や国際出願に重点を置き、審査体制を強化する」(26頁)にある、ライフサイエンス分野における審査官を3倍に拡充されることは歓迎できる。その際は24頁(1)に記載されている専門性の高い人材であること、または技術発展の早い分野であるので、26頁(3)の)にあるように積極的な先端技術分野知識の取得の為の研修等を是非行っていただきたい。

分割出願の時期の緩和（特許査定後の分割の機会）には強く反対である。権利範囲が後から変更可能となることは、権利の安定性の観点から間違いなく産業界に混乱を引き起こすと思われる。

出願人の申し出による審査着手の一定期間留保も、特定の目的に限定すべきで、広く導入すべきでない。

「医療関連行為の特許保護の在り方を検討する」について

3.(1)「医療関連行為の特許保護の在り方を検討する」(26頁)については、国民の利益という観点から、検討を積極的に進められたい。特に、安全性や医行為については、特許法の問題でない部分があるので、これらの総合的理解に基づく解

決を図るよう進められたい。

また、既に他国において、ES細胞に関連する基本特許が成立している現状に鑑み、どのようにすれば国民に利益があるのか、という観点から、十分なるしかし、早急なる検討をお願いしたい。

「実用新案制度を見直す」について

基本的に実用新案制度が歴史的に果たしてきた使命は終わったと理解している。したがって、実用新案制度自体を廃止し、特許制度に一本化するべき。

保護対象の制限の安易な撤廃や拡大は、新規性をみとめがたいものまでに保護範囲を拡大しかねないのではないか。

「ライフサイクルの短い技術や短期間に模倣品が出回る技術について十全な保護を図る観点」から、なぜ「保護期間（6年）の延長」といったものが出てくるのか、理解できない。

最近の特許法改正は朝令暮改であり最も大切な法としての信頼性を損ないつつある。実用新案の改正は明らかに改悪とならないか。模倣品対策として位置付けるならば、著作権等と同様に、独立した考案に対しては権利を及ぼさない権利として再構成することも視野に入れるべき。現行制度のまま保護対象を広げることが、却って、産業の足かせになることが懸念される。半導体回路配置権と類似した制度とし、登録を権利行使の必要条件として、技術的範囲に対する絶対的独占権ではなく、模倣禁止権として構成するならば、保護範囲の拡大にも意味があると思われる。

実用新案制度を見直すにおいて、コンピューターソフトウェアが「ライフサイクルの短い技術」の代表として例示されていることの是非の検討をお願いしたい。より基本的には、現在の実用新案制度の活用状況を鑑みて、制度そのものの必要性も観点に入れ、見直しを検討される事を提案する。

「デザイン保護のために意匠制度を整備する」について

携帯電話を利用したインターネットサービスは、携帯電話側とコンテンツプロバイダ側との相互協力によって新しいビジネスが創出された好例であるが、両者を共通に保護する制度としては、せいぜい意匠権によって携帯電話の画面を保護する程度であり実際にはこの意匠権による保護すら十分でない。この状況に鑑み、ネットワーク上で利用される操作画面（アイコン）のデザインについて、意匠法でいう「物品」の定義を拡大すべき。

「デザイン」を「物品」から解放する、欧州デザイン規則その他国際調和を考慮する、応用美術品の取扱い方を検討するなどが必要である。

「デザインの国際的保護のための審査協力等を推進する」については、審査体制以前の制度のあり方を検討する必要がある。

アイコンなどの操作画面の意匠保護の検討に当たっては、著作権法や不正競争防止法との関係を慎重に検証すべき。（他1通）

ネットワーク上で利用される操作画面（アイコン）のデザインについて、意匠法でいう「物品」の定義の拡大、例えば米国のように article の概念の取り込みについて、考慮願いたい。

デザイン保護に関して、産業デザインの保護を著作権に求めることは意匠法との関

係を慎重に検討した上でなされるべき。

「ブランド保護のために商標制度を整備する」について

商標制度の登録主義を有効に機能させるためには、迅速・的確な審査が徹底されるべきであり、特に出願件数の多い第9類、第42類等のITビジネスにおいては一層の迅速かつ的確な権利化が必要であることから、審査が公正・統一的・迅速に運用されるよう審査体制の整備・充実を図るべきと考える。また、特に新規のインターネットビジネス等新分野に関連する指定商品・役務について、国際的に整合のとれた統一的表示を早期に確立し、商標権の迅速・適正な保護を図るべきと考える。

「営業秘密等の保護を強化する」について

計画案にある金型図面を営業秘密として流出防止を図るためには不正競争防止法を踏まえた契約の整備が要点。また、図面は著作権登録により第三者に対する対抗要件を整えることもできる。中小事業者の権利強化策の指導・支援体制構築が重要である。新規な医薬品の開発には多大な時間と膨大な費用がかかり、投資を回収するのに長期間を有する現状にあり、医薬品のデータ保護期間の延長について前向きな検討をお願いしたい。併せて、効能の追加の場合や小児臨床治験実施に伴う新規医薬品の保護期間延長についても、検討願いたい。

「植物新品種の保護を強化する」について

植物新品種の育成者権の侵害が増大していることから、育成者権保護の趣旨は賛同する。

加工業者の購入した原料が育成者権を侵害しているかを検証することは困難であるため、登録品種の収穫物を原料とした加工品にも育成者権の効力を及ぼすことは、企業にとって過剰な負担を課すおそれがあること、実行性に問題のある課題もあることにより、さらに慎重に検討する必要がある。

農家の自家増殖について、UPOV加盟国での取扱い状況の調査、国内での実態調査、関係者の意見聴取等を行い、今後、十分な検討が必要。なお、当面は、農業・種苗産業の実情に応じて、順次、自家増殖禁止植物の追加見直しを図って頂きたい。

種苗事業者はもとより、行政・生産者・流通業者・最終消費者への、育成者権保護に関する知識の普及が重要であり、品種保護制度・登録手続きに関する手引き書の作成・配布・説明会の開催など広い活動により育成者権に関する意識の醸成・保護を図るべく対策を講じて頂きたい。

比較栽培に加え、DNA分析を含む品種の同一性の立証可能な技術の開発を進め、公的機関において同一性の判定が可能となるような体制を整備して頂きたい。特に、DNA品種識別技術の確立は重要であり、この開発に当たっては、対象植物が多いことから、公的機関が中心となって、民間研究機関も含めて、この技術確立に向けたプロジェクトを立ち上げ実施して頂きたい。

審査の迅速化のために、インターネットの活用など出願手続きの簡略化、品種審査機関・組織の拡充整備を図って頂きたい。

農業者が登録品種の自家増殖を行う場合、育成者権者に対しては欧米先進国並みの育成者権を与えて頂きたい。

育成者権者は、登録品種の権利行使にあたり、利用者に分かり易くするために、一定の基準を満たす指定マークをつけることとすべき。

DNA利用等の品種判別が進んでも、裁判に持ち込むには、時間と金がかかる。中立の専門家集団による仲裁機関の設置により、早く低額で問題解決を図るべき。

大企業では企業力を駆使した新品種開発が進められ、権利保護においても特許、品種登録など最適手法の対応ができる。一方、農業者による地道な開発もあるが、権利保護に関する指導・支援体制が十分であるとは言えない。

「権威ある品種識別機関の設立 法的権威を持つ鑑定書を発行し得る公的機関として、独立行政法人種苗管理センターの体制の拡充・整備を行う。」を追加していただきたい。

外国からの導入品種が「ばれいしょ」等の植物防疫法で規定された指定種苗の場合、輸入検疫後に種苗管理センターによる増殖が必要であるが、当該増殖には数年を要するため、育成者を得ても事業実施が出来ない相当期間がある。実際に事業化するためには当該センターでの増殖後も、都道府県での奨励品種化等のために当該センターでの増殖、当該センターから該都道府県への配布、および、該都道府県レベルでの更なる評価が必要となることから、1) 少なくとも以上の各手続きの期間を短縮するために、ある範囲につき試験の項目免除や期間短縮を行う特例措置を新たに設ける、2) 以上の各手続きの期間に相当する育成者権者の保護期間を延長する制度を新たに設けるなどの対策も、検討願いたい。

「損害賠償制度を強化する」について

損害賠償制度を強化において、特許権侵害の損害賠償額が、日本においても数十億円規模の裁定が出されるようになった現実があるにもかかわらず、更なる「強化策」が必要とされることについて、説得力ある説明が不可欠と思われる。

デジタル・ネットワーク社会においては、誰もが簡単かつ大量に他人の著作物をコピーし、これを世界中に、しかも匿名で瞬時に配信することができることから、権利者の利益を適切に保護し、侵害者の「侵害し得」を解消するために、損害賠償制度を速やかにかつ格段に強化すべきである。

「知的財産権侵害に係る刑罰を見直す」について

植物品種の育成者権を侵害する行為を防止する為に、罰則の強化を図られたい。特に、収穫物段階での権利侵害についても刑事罰を適用して頂きたい。その前提として、事前通告・逸失利益の請求などの手続きについて、関係者へ周知徹底していただきたい。模倣と模倣以外の侵害とを区別すべき。諸外国の法制、実情も検討すべき。

故意犯のみを処罰することは当然として、何を故意の内容とするかを刑法総論に任せたままでは、妥当な結論が得られない。特許請求の範囲の文言を限定解釈すべきであると信じていた場合や、無効理由があると信じていた場合に、故意が阻却されるのかという本質的な問題を検討せずに、刑事罰強化をムード的に唱えることは百害あって一利なしである。

刑罰を引き上げるとすれば、それは更なる重罰化となることから、人権保障・刑罰の謙抑性との関係で慎重に検討すべき。

知的財産侵害に対する抑止効果を理由として刑事罰の引き上げを更に検討する場合

には、これまで数次にわたり実施されてきた刑事罰の法人重課化や罰金の引き上げといった強化策について、その効果の実証が欠かせぬ前提となると考える。

「知的財産高等裁判所の創設を図る」について

知的財産高等裁判所の創設は絶対に必要である。（他4通）

現在、その実現が構想されている「事実上」の知的財産高等裁判所は、その構想が着実に実を結ぶならば、世界的にも最新鋭のものとなりうる。まず取り組むべきは、既に構想が固まった「事実上」の知的財産高等裁判所を着実にスタートさせ、その運用を実際に見極め、改善を図っていくことではないかと思う。この意味において、「法律上」の知的財産高等裁判所を創設する場合にも、著作権等の事件を含むのか、裁判官の視野が狭くなりはしないか等の考えられる問題点について、慎重な配慮が必要ではないかと考える。

控訴される特許訴訟が年間で約200件しかない日本で、専門の裁判所を作る意味があるのか。

特許権は専門高裁の必要性を認めるが、地方事業者利便のための配慮措置が講じられることを希望する。

著作権については地裁の審理充実や準司法手続のあり方など、審判制度のある特許権とは異なる視点での検討が必要と考える。

知的財産高等裁判所を創設するならば、陪審制度の導入を検討すべき。めまぐるしく変化する知財業界の現状に対応するためには、現場の感覚がわかる人間により判断する陪審制度が適当と思う。

専門調査官の人事については、知財高裁の事務局が専門的見地から掌握し、自ら人事権を握ることが絶対に必要。

世界最高水準の特許審査機関を、特許審査制度が破綻する前に、複数創設して、その後で、世界最高水準の知的財産高等裁判所を創設するというのが、知的財産立国のための賢明な戦略であると考えられる。

知的財産高等裁判所の創設は歓迎。十分な人材と、また人材を補うシステムを作りつつ、迅速で精度の高い判断がなされ、国際的にも一目置かれる判断が成されるシステムを構築していただきたい。産業界の紛争処理が外国で主導的になされ、司法の空洞化と言われる状況から、日本で解決を、と言われる環境と実態を構築していただきたい。

知的財産訴訟手続きを改善するためには、知的財産高等裁判所の創設は不可欠である。ただし、知的財産担当裁判官は、従来の裁判官ではなく、科学技術を理解する意欲と能力がある人でなければならない。どのような人を裁判官にするかという議論が必要である。

「知的財産訴訟における専門的知見の充実を図る」について

技術に強い法曹を含め、技術と法律の双方がわかる知的財産関連人材を早期に養成すべき。

技術事項を正確に判断・評価するうえで、理工系人材の採用は避けられない。弁理士という民間側だけでなく、司法側にも理工系人材の積極的な登用が必要である。

現在、司法制度改革推進本部において検討が進められているところであり、十分な調

整とお互いの整合性の確保を図ることが重要と考える。

調査官制度とともに、裁判所の事実認定を補助する補助官制度を導入してはどうか。東京・大阪等の知財「専門部」で知財侵害訴訟審理の経験があり技術的専門知識を審理に用いた裁判官で、その後、他に配転され、かつ、知財侵害訴訟審理に携わる希望のある裁判官、及び、弁護士で知財侵害訴訟審理の「専門部」または「集中部」に配属される希望のある任官希望者を、高等裁判所所在地の地方裁判所に設けた「集中部」及び高等裁判所に配転させるべき。

技術及び知的財産に強い裁判官を育成する、このことは歓迎される。しかし、現状として法の番人たる裁判官の早急な育成が難しいので、専門委員及び裁判所調査官の制度を拡充し、十分に活用できるシステムをまずは構築されたい。知的財産訴訟が公平で迅速、精度の高い判断がなされるべきであり、この点は2003年度に結論を得、速やかに導入されるようにする、とされたい。

「証拠収集手続を拡充する」について

知的財産関連訴訟については、強大な企業が個人を訴えるようなケースが増えると考えられるが、「証拠収集機能の強化」が個人に対する不当な搜索や押収を容易にする手段として用いられないよう、十分な配慮が必要である。

米国のようにインカメラ手続によって、裁判官と当事者の弁護士のみによる証拠採用の判断を行うことは、無用のノウハウ開示を心配せずすみ、しかも裁判の論点整理を行うことができ、裁判の迅速化につながるという利点がある。ぜひとも採用の方向で検討していただきたい。なお、弁護士と依頼した企業との間に秘密遵守の関係を持たせるため、attorney-client privilege を成立させるような仕組みの構築に配慮して頂きたい。

現在、司法制度改革推進本部において検討が進められているところであり、十分な調整とお互いの整合性の確保を図ることが重要と考える。

国際競争力の観点から司法制度は米国に比べて遅れているので、「推進計画」に従い、早期に(2004年末よりもっと早く)結論を得、所要の措置を行うべき。

刑事手続において知的財産を扱う場合、インカメラ手続は存在せず、証拠としてだけでなく、証人や鑑定人として出頭が命じられた場合も知的財産の秘匿性が守られないと考える。裁判の公開に関しては、ある程度の制限(憲法82条2項)は可能としても、証拠としての非公開性(=秘匿性)まで守られなければ意味はなく、その点への言及・検討が望まれる。

基本的に証拠収集手続きの機能の強化を支持する。しかし、不必要に広い資料の開示要求があってはならないので、その旨併記されたい。必要な資料が隠匿されても訴訟審理が合理的に進行しない。営業秘密等の秘密情報の保護強化と、裁判所の果たす役割により解決されるべきである。

「特許権等の侵害をめぐる紛争の合理的解決を実現する」について

「特許権等の侵害を巡る紛争の合理的解決を実現する」については、産業界としては望ましい所である。究極の一体解決は、裁判所が事実上、行政処分に踏み込む事にもなりうるので、時期をずらした2段階の解決を提案する。

第一段階として、侵害訴訟の最中は、無効審判と訂正審判を遮断し迅速な裁判所によ

る判断が為さるよう検討されたく、この点は、今年度中に方向性を見出して戴きたい。その上で、裁判所による対世効のある、一体的解決について総合的な解決・検討をお願いしたい。

「裁判外紛争処理を充実する」について

知的財産に関するADR機関の機能強化・活性化を図るためには、本推進計画（案）に述べるように、日本弁護士連合会などに種々の要請をするだけでは不十分であって、然るべき財政上の支援がなされるのでなければならない。

ADRの機能強化・活性化に際しては、判断のレベルを引き上げる為、知的財産関連訴訟における技術が理解できる人材の拡充等、専門的処理体制を一層強化することに考慮して頂きたい。

ADR制度は、今後の我が国の企業、特に中小企業にとって、有効な紛争解決方法となることが期待されることから、ADR制度の普及浸透のため、利用者の費用負担の軽減、ADRにより確定した債務の損金算入等の税制優遇措置、調査活動支援、人材育成支援、普及活動などの諸施策を講ずるべき。

「国際的な知的財産の保護及び協力を推進する」について

各国が共通の土俵で競争できるような国際ルール作りについては、是非とも日本がリーダーシップを発揮して推進願いたい。

賛成である。但し、「デザインの国際的保護」はもとより賛成であるが、それ以前の法制度の整備が一層重要である。

「特許制度の国際的な調和を促進する」においては、米国の出願公開制度の全面導入推進について議論の進展をお願いしたい。

また加盟が遅れている国、途上国などを云々する前に、まず「我が国が国際的調和を重視することを確認する」ことを挙げるべき。

マドプロ出願の我が国出願人による利用促進、特にハウスマークのマドプロ出願を促進するためには、マドプロの4条の2の代位が十分に機能することが必要であるところ、各国での代位についての法運用が明確でないため、代位についての各国の法運用を、調査・公開・改善要望することにより、企業の商標管理の容易化を図るべきと考える。

「植物新品種に関する審査協力と制度設備を促進する」について

育成者権の保護は国内のみならず、海外政府機関との連携が必須。UPOV条約の加盟・批准の促進の為の協力支援の強化などの迅速な実施をお願いしたい。

「中国、韓国等との審査協力の推進に加えて、育成者権侵害対策についても中国、韓国等との連携・協力体制を整備する。」を追加いただきたい。

「特許におけるPCT出願のように、植物品種育成者権についても複数の国への出願が可能となる制度を確立する。」を追加いただきたい。

外国市場対策の強化について

A P E Cにおいて、2003年度中にI P Rサービスセンター設置が合意されるよう積極的に取組むものとするべき。I P Rサービスセンターは各国の法制度やその他エンフォースメントに関連する情報を各権利者に提供ができるようにし、また海賊版対策およびインターネット上の犯罪に対してA P E C加盟国間で効果的に取り締まるため、直ちに加盟国の警察、検察官、税関等、権利執行機関の間における捜査協力の体制を構築すべき。

1.(3) 「ODA政策における知的財産制度の整備・執行の強化への支援の位置付けを強化する」(37頁)については、アジア地域における我が国のコンテンツの利用の拡大を図るうえで有意義な施策であるので、強力に推進すべきである。

水際及び国内での取締り強化について

模倣品の上陸を防ぐため、関税定率法を改正し、税関での取り締まり強化を図ることに賛成する。また、意匠や商標侵害のような場合は、税関に知的財産担当者を配置して自らの判断でとりあえず上陸阻止を行うような措置を早急に構築願いたい。また、模倣品等の多いアジア地域の知的財産に関わる人材の育成と体制整備に対する支援についても検討願いたい。

水際で当事者の主張を基にした迅速な侵害判断ができる仕組みの出来る限り早期の構築をお願いしたい。(他2通)

水際で当事者の主張を元にした迅速な侵害判断ができる仕組みの参考例として言及されている米国I T Cは、G A T T違反とされた制度であり(輸入品への不公正扱いが内国民待遇違反)、米国は最低限の改正対応をするも、未だ日限設定等で不公正扱いの可能性を残しており、検討の際には、W T O等の国際ルールを遵守した制度が望まれる。一方、本計画の如く行政機関が裁判(類似)処理を行なうという、米国以外では見られない特異な制度が、日本の法体系、特に三権分立に適合かどうか、慎重かつ深い議論が必要と考える。

海外からの違法に増殖された種苗・生産物の輸入に際しては、輸入差し止め等の、水際規制を実施していただきたい。その為に関税定率法21条(輸入禁制品)第1項5号に育成者権を加えていただきたい。また当該関係国・関係者へ警告をしていただきたい。

海外からの違法に増殖された種苗・生産物の輸入に際しての通関検査に必要な検査技術の確立、マニュアルの作成等を行われたい。

切り花などの生鮮品は商品性を損い、販売不可能になる場合もあることから、水際審査に際しては迅速に進めるようにしていただきたい。

賛成。但し、水際で当事者の主張を基にした迅速な侵害判断ができる仕組みについては、特に司法との連携が強く求められる。

「取締り強化」を行なう際の歯止めとしてI S P他オークションサイト運営者に、無令状での事実上の「捜査協力義務」等が課されないよう明確にすべき。また、侵害品がオークションサイト内に流れていた場合、善意のサイト運営者に贓物故売の幫助(刑法256条2項、62条)といった間接的な責任を問わないようにすべき。(他1通)

「インターネット上の違法コンテンツを常時・自動的に監視するシステム」は、表現

の自由とこれに対する検閲といった観点から、極めて慎重に検討すべき。(他1通) 関税定率法の改正に賛成。また、意匠や商標侵害のような場合は、税関に知的財産担当者配置して自らの判断でとりあえず上陸阻止を行うような措置を早急に構築願いたい。また、模倣品等の多いアジア地域の知的財産に関わる人材の育成と体制整備に対する支援についても検討願いたい。

2.(1)「知的財産権侵害品の個人輸入を抑止するよう国内法制を構築する」(38頁)は、「抑止」が具体的にどのようなことを意味するのか不明。「取締り」という意味と理解すれば、個人輸入も、知的財産権侵害品の場合、取締りをしていくことが必要である点には必ずしも反対ではないが、現時点ではまず、侵害品輸入業者を第一に取締まるべき。個人輸入の取締りは、業者輸入の取締りがある程度進んでからの実施でもよいと考える。勿論個人を隠れ蓑に大量に侵害品輸入を行う場合は別であり、その場合、個人輸入とは言えない。

工業製品に対する原産地表示の義務付けについて検討すべき。

政府が支援しているIT資源を利用した海賊版の貯蔵や送信などのあらゆる侵害行為を、政府の全省庁及び公的機関が効率的に阻止し処罰するために、政府は必要な措置を講ずるべき。

官民の体制の強化について

「政府の体制を強化」については、関係府省の連携は当然の事として、早急に責任省庁(責任者)を決定すべき。

民間企業の体制を強化については、既に主要業界にはその種の対策委員会が設置されており、早急に具体的な活動計画が検討されることが必要と考える。

第3章 活用分野に関するもの

知的財産の戦略的活用の支援

企業の営業秘密管理指針及び技術流出防止指針における組織内マネジメントのJIS化には反対である(企業の自主性に委ねるべき)。

営業秘密管理は、本来工業規格に関わるものではなく、企業の運営ポリシーに属するものとする。他方、不正競争防止法で法的な制度として既に営業秘密管理の必要性は浸透しているところであり、「一般的に促進する」ことを理由に、企業ポリシーに対して新たに事実上の半強制化(=「JIS化」)を行うことに根拠がない。

知的財産の情報開示の促進

知的財産関連情報を、証券取引法に基づく有価証券報告書等に記載させるなど法的強制を行うことには反対である。但し、「(知的財産関連)情報の開示を行うか否かについては個別企業の判断に委ねるべき」との原則には大いに賛成である。(少なくとも開示項目の決定は企業の判断に委ねるべきと考える。)

知的財産会計の草案について早期に提示してもらいたい。企業会計に反映させるのであれば税制への対応が必須となるため、財務省及び国税庁との調整も必要と思われる。

知的財産関連の情報開示については、企業の自主的な開示に委ねるとしているが、強制的なものとならないよう実運用での扱いに慎重対応して頂きたい。

知的財産の価値評価手法の確立

特許等の譲渡に関する相場の確立は、企業活動上の足枷になる懸念があるため、反対である。そもそも特許等の譲渡額については相手とのビジネス関係に依存するものであり、交渉が決裂し訴訟等になった場合に判例で決定していくものと考えられるため、相手とのビジネス関係を無視した形での相場の確立に意味があるとは思えない。知的財産の市場の拡大のためには、財産価値を明瞭にする必要がある。

知的財産の活用には公正かつ透明性の高い評価基準の策定が不可欠であり、これを運用する評価機関の確立も急務。評価の方法については、初期段階では公官庁がガイドラインを策定するのが妥当と考える。

知的財産の価値評価については第三者認証機関を育成すべきであり、認証のある価格での取引については正当であるという保証が欲しい。例えば、親子会社間の取引価格、企業買収時の知財価格、倒産時の知財価格、現物出資時の知財価格等。

国際標準化活動の支援について

技術標準に特許取得済技術を戦略的に反映させて利益を得ようとする権利の活用は現実に機能しているのだろうか？国際標準化活動の支援にあたり、特許権の不行使が求められる機関を含めるべきであるし、また特許よりは先行者利益の追求のほうがより妥当な結果となるのではないか。

「日本の業界規格を即、国際規格へ提案する」ような早いアクションも必要である。標準化用の人材とは、どんな人材を言うのか全く不明である（標準会議の議長を育てるのか、交渉のネゴシエーターを育てるのか、優良技術を開発する開発者を育てるのか、全く具体的でない）。「企業などにいる、標準化活動に経験の豊富な人材を優遇する」ことも含めて検討すべき。

「国際的標準化活動を支援する」点については、研究開発の成果である特許権の取扱いについて、万人に共通の利益を及ぼすようなものについては、「特許無償」のような大胆な提案をしないと企業利害の中で技術進展が阻害されることも考えられる。施策の立案過程での幅広い議論をお願いしたい。

商品・市場がグローバル化した現在の状況の中でパテントプール化を考えた場合、各国の独禁法に関する考え方が異なると、一企業では正確な状況の把握が困難なことから合わせ、パテントプール化への判断が困難となる。各国の独禁法に対する考え方の統一化をお願いしたい。

信託制度等の活用について

基本的には賛成であるが、弁護士等が関与する制度を構築すべき。

連結経営が進む中、親会社やグループ内知財管理会社による企業グループ内知財権の集中管理・活用については、企業グループ経営戦略としての観点から新法制定で臨むべき（中小・ベンチャー企業等有する特許やブランドの管理代行・流通、TLOによる大学発特許の企業への移転とは、対象、目的、手法等が異なり、別の扱いとすべき）。

親会社やグループ内知財管理会社により企業グループ内知財権の集中管理・活用を行うためには、信託業法だけでなく、産業財産権四法や、著作権法、弁護士法、弁理士法等の改正にも影響が及ぶ可能性もあり、複雑な法律による規制を避けるため、特別法により統一的な法律で運営すべき。

知的財産という無形なものを客観的に評価できる確立した市場は現存しないし、創設も可能か疑問。誰がどのようにしてリスクを評価するかという問題もある。さらに、一般業者が参入することで、運用方法も一層不透明になるのではないか。そうした観点から、知的財産を信託化した商品は一般消費者に販売してはならないと考える。

消費者からすれば、信頼性が確保された商品設計がされ情報開示された仕組みになっていること、適合性原則や広告・勧誘の適正化などを始めとする、金融取引に横断的なルールを整備し、安心して取引できる条件整備をすることを先決問題である。

金融商品販売法による一定のリスクの説明義務、消費者契約法による一定の不当勧誘の排除だけで、一般消費者向けに市場に登場させてもいいということにならない。業法規制による方式は民事効果が不透明であり、実効性に問題がある。英国における2000年金融サービス市場法の視点をもち、また現在、内閣府で検討されている「21世紀型の消費者政策」の議論とも重ね合わせて検討していただきたい。

「推進計画」において信託制度を活用する方向性にあることについてはほとんどの消費者の知るところとなっていない。こうした状況の中で、金融規制の緩和だけを先行して法改正を行うことは反対せざるを得ない。

特許資産の流動化などは制度で誘導しても実体が伴わないと空疎である。

特許オークション、特許の証券化、特許を信託対象化について、目に見える資産として経済的評価に耐える特許は極ごく一部であり、そのような特許は現状でも十分に資産として取引される。

新事業創出にあたっては、地域の資源を活用することが重要であり、知的財産も貴重な資源の一つとして、管理・流動化を図り、有効に活用すべき。地域企業を振興する公益法人等の知的財産信託事業への参入を検討して頂きたい。したがって、地域振興、産業振興の目的で設立されている公益法人や、中小企業組合などが知的財産信託事業を行うことが可能とする制度を導入すべき。（他7通）

「知的財産権」の価値を積極的に評価することが重要。信託業の引き受け財産、「知的財産権」を、明日からすぐ積極的に窓口で募集するくらいの英断があって良い。個人や中小企業の「知的財産権」を積極的に評価して日本の産業の活性化を図るよう強い助言をして頂きたい。

本計画案で検討されているとおり、知的財産権の特性を踏まえた新たな信託スキームを構築すること、また、都道府県中小企業センター等公益法人が本スキームを扱うことにより、中小・ベンチャー企業等の知的財産権のより有効な活用を可能にすることを求めたい。

今回の推進計画（案）で提案されている、知的財産信託業務への公益法人参入については、1 知的財産権制度に詳しい専門家の養成の問題、2 権利者（地域中小企業者）への制度の周知、等の諸問題が解決できれば、中小企業振興の有効な手段になると考える。

信託可能な財産に著作権や特許権など知的財産権を加える法改正をするようであるが、時期尚早である。特許権を担保に融資する制度を確立し、その段階を経て特

許に対する価値手段が定着した後に信託を考えるのが健全だと考える。
企業においてグループ会社の知的財産を集中的に管理するために、親会社への特許を受ける権利及び特許権の権利移転があるが、そのときの対価について移転価格税制を明確にしてもらいたい。
信託を利用した親会社における知的財産の集中的管理には、特許を受ける権利、外国における権利も加えるようにしてもらいたい。流動化信託についても同様である。
特許を受ける権利の移転及び特許権の移転の登録を第三者対抗要件としてもらいたい。名義変更費用並びに手続期間が実質的な特許流通阻害要因となっている。特許を利用した金融スキーム（信託、譲渡担保等）を作るときに、効力を発生させるべく、登録を要するのは非現実的である。特別法で対応するのも一案である。

知的財産権のライセンスの安定強化について

オープンソースソフトウェアライセンス積極的な活用はよいことだが、GPL等の「適用範囲・適用条件を明確化」が、本来のライセンスを狭めて解釈することで、オープンソースへのフリーライドを奨励するものとなってはならない。

「倒産時等における知的財産のライセンスの保護」については、現行法上、知的財産権について第三者への対抗要件を有しない（あるいは制度上認められていない）場合のライセンシーについては、その保護が必要。是非とも関係法令の整備が早急になされるべき。

破産や権利譲渡時のライセンス契約の安定性強化に関しては、新ライセンサーとライセンシーの双方の立場をバランスよく考慮した制度を構築すべき。その際、書面契約の存在を以って対抗できるとする内容を原則とすべき（最低何らかの登録制度が必要となっても極力簡便な方法でユーザーの足が遠のかないような制度設計とすべき）。「知的財産の円滑な利用を促進する」手段として、オープンソースソフトウェアそのものの利用は一つの良い方法だと考える。

しかし、特に政府系研究機関においては、制度上そういった選択がとりづらい場合もあり、そういったところの緩和をしていただけると、環境がより良くなるのではないかと。

破産や権利譲渡時のライセンス契約の安定性強化に関しては、新しいライセンサー（譲受人）とライセンシー双方の立場をバランスよく考慮した制度の構築を期待する。この場合、書面契約の存在を以って対抗できることが原則となると考える。（やむを得ず何らかの登録制度が必要な場合においても、極力簡便な方法でユーザーの足が遠のくことの無い制度設計が期待される）。

ライセンシーの第三者対抗規定の導入：著作権者の第三者への権利譲渡によって、従前の著作権ライセンシーが著作物利用を出来なくなることの不安定性を除去するため、ライセンシーによる譲受人に対する対抗制度の導入を検討すべき。

知的財産活用の環境整備

知財ビジネスの活性化策については、国からの事業委託や助成金等の補助等が考えられるが、弁護士法、弁理士法、会計士法等との業法の問題をクリアーするために、各業法の策定が必須である。

知的財産の利用については、ライセンシー側のニーズを明確化する抜本的な手段があ

れば、未利用特許の流動化が図れる。例えば、ニーズを発掘するエージェント創設があるが、悪用を避けるためにも、政府認定とすべきである。

「租税条約を活用し国境を越えた知的財産の利用を促進する」点について、日米間の問題についての解決を含め、各国間での統一的な解決に尽力して頂きたい。

推進計画案では、地方公共団体の実施すべき施策が殆ど記載されていないが、今後、国から地方公共団体の実施する施策としてモデルが示されるのか。国において、地方公共団体の施策として、さらに大きな枠組みを予定しているのであれば、地方公共団体で知的財産戦略本部の設置や知的財産戦略大綱をつくることも必要だが、そうでなければ、効果はあまりないと考える。

特許法（試験・研究の例外規定や裁定実施権利等による対応）について、前向きな検討をお願いしたい。また、「汎用性が高いあるいは実質上代替性の低い上流技術に関する知的財産の円滑な利用を図る」ためには、長期の時間と多大な費用を要する医薬品分野においては、より早い実用化が可能となるよう、早くかつ幅広い特許化の検討をお願いしたい。

第4章 コンテンツ・ビジネスに関するもの

権利者の保護強化の一方、利用者の立場に立ったバランスの取れた制度設計が必要であり、業界が自分の利益のために、つまり特定の既存業界が特定の既得権益をもっぱら維持するための提案・働きかけについては慎重に対応すべき。

制度設計によっては「情報統制」「検閲」「思想・表現の自由」といった近代社会の根幹に抵触するもしくは悪影響を与える危険性の高いシステムが、もっぱら「著作権保護」の名の下に安易に導入される可能性があり、この観点から慎重に検討すべき。本質的な部分でインターネット時代に対応していないと思う。今回の計画では、著作権の考え方からすれば個人の著作物も企業の著作物も同列に扱われなければならないはずであるのに、企業の側に偏った保護政策、というよりも、個人の著作物についての考慮が抜けているように思う。著作権については、特許と違って、個人と企業がほとんど同列に立つが、資本力の問題から、法的な争いになると一方的に個人が弱くなる。個人対企業の場合の、個人に対する援助制度を考慮して頂きたい。

著作物というのは模倣によって創られる。下手に権利関係を強めると、ある作品を踏まえた上でさらに高次の物を目指す形の模倣や、同人誌の市場を完全につぶすことになるかもしれない。

ベルヌ条約を抜け、あらたな同盟を創ることはできないか。完全に財産権型にした著作権制度を創る方が、よりよい著作物を創ることができるのではないか。

「知的財産を市場で利用するための促進方法と、利益回収のしくみ」の方を優先して政策として考える必要がある。知的財産を作り出すための方法の方を優先すると、「余分な知的財産」が出来過ぎ知的財産の市場価値が目減りして「利用されなくなり」結果として、市場価値がなくなって不良債権となる。

知的財産立国を目指し、コンテンツビジネスの活性化を図るのであれば、より幅広い視野に立った推進計画の策定が望まれる。コンテンツビジネスにおける各分野特有の実情などを踏まえ、中・長期的にも柔軟かつ多角的な対応が図られることを期待する。「コンテンツ」という場合と「著作物」という場合では、明らかにその範囲が異なり、

実務的には非常に重要なが、現行の法制度上（特定の所管省庁が存在しないため）取り扱いようがないものが存在するが（肖像権、商品化権、マーチャンダイジング権、美術品の使用権等等）、当計画（案）では、特に区別することなく恣意的に使用されているように思われる。これらの領域は民間同士の契約ルールの中で扱われる場合がほとんどであるが、創作インセンティブ政策や契約流通システムにおいては、これらがどのように扱われる（政府として一定の見解を示す）のか、又もし扱わない（完全に民間ルールに委ねる）のであればそれを明確にしていきたい。後者の場合、「コンテンツ」という言葉の使用は適切でなく、その使用を止めるか、又は意味の限定をかけることが正しいと考える。

知的財産戦略大綱や知的財産基本法でも謳われている通り、権利者の保護強化（＝著作権等法制度の強化）と共に、利用者の立場に立ったバランスの取れた制度設計が必要。業界が自分の利益のために、つまり特定の既存業界が特定の既得権益をもっぱら維持するため（＝これはコンテンツ業界への新規参入への障壁に容易に転ずる危険性があり、実は知的創造サイクルにとってはブレーキになる可能性も孕んでいる）の提案・働きかけへの対応については慎重な態度で終始一貫していただきたい。

制度設計については、「情報統制」「検閲」「思想・表現の自由」といった近代社会の根幹に抵触する、もしくは悪影響を与える危険性の高いシステムが、もっぱら「著作権保護」の名の下に安易に導入される可能性が危惧されることから、この観点からの慎重な検討を当計画（案）において強く望む。

資金調達手段の多様化について

「その際、受託者の権利濫用等により健全な企業活動や投資者の利益が阻害されないよう配慮する。」という歯止めを、同様に挿入すべき。

実演家の活動環境の整備について

「実演家の肖像権の保護」を検討する際は、過剰な権利の付与に繋がらないよう留意の上検討すべき。

権利者へ利益が還元されるための基盤整備について

「権利の付与等により保護を強化する」事項は、その根拠となっている意見を見るに、保護強化のみの視点によるものであり、知的財産戦略大綱と知的財産基本法の理念に一致しない。従って、これら意見のままに保護を強化することなく、その必要性について、活用の側面からの検討を十分に加えるべき。

一般フェアユース規定の導入：著作物の利用行為のうち権利者に不利益を与えるとは考え難いものであっても、権利制限規定が限定列举であるため、現状は形式的に権利侵害を構成する。権利者の利益を不当に害さない範囲で、一般的権利制限規定の導入を検討すべき。

「e-Japan（案）」で掲げる、ブロードバンド利用者の目標（超高速1000万、高速3000万）を2005年迄に達成するためには、デジタルコンテンツのネットワーク流通促進が必須。このため、電子透かし技術やDRMは必須の技術であり、実用化に向け積極的な実証実験を推進願いたい。また、これらの標準化の早期実現に向け、国の支援により、計画の前倒しをお願いしたい。

標準化への政府の関与はかえって消費者の選択の自由まで狭める結果となる。政府としての技術への関与は最小限にとどめ、むしろ現行の法律で網羅できない問題(ネット上でのシリアル番号の流布等)や市場において努力をしたにも関わらずその自浄効果に問題がある場合の解決に注力すべきと考える。

ゲーム中古販売やコミックの貸与を規制すべきだという主張は、常識的に考えて、やり過ぎでないか。普段触れることのできる作品の量が減っているのに、そのような法律を作ったら、状況は更に悪化する。

平成11年の著作権法改正の際、譲渡権を創設するにあたり、譲渡行為に対して一々権利行使を可能とすることは著作物の流通に混乱を招き、取引の安全を害する恐れがあるとして、当該権利は第一譲渡により消尽させることが適当であると結論されている。仮に再度、譲渡権の消尽を検討するとしても、著作物の流通に係る様々な産業界との利益衡量が必要である他、ゲームソフトの著作物の複製物を所有する消費者の利益との調整が必要である。貸与そのものがビジネスとなっているようなケースに適切に制限されるべき。

「例外的に無許諾でできる非営利・無料・無報酬の上映の限定」については、文化的に大きな萎縮効果があるため反対。古くて権利者へのアクセスが難しくなった映画を非営利で上映するにあたっての適切な権利処理メカニズムの整備が行われる必要がある。

私的録音録画補償金制度に関し、法律上、技術的保護手段の活用により私的複製を全面的に禁止することも可能となった現状で、そのような禁止ができるにも関わらず補償金を徴収することは、合理性に欠ける。従って、我が国が向かうべきは、汎用機器、媒体に対して補償金を賦課するというような本制度の拡大方向ではなく、正確な対価徴収システムの構築を推進すると共に、複製が行われないような場合、あるいは利用行為に応じた対価が徴収可能な場合には、そもそも本制度の対象としない方向とすべき。民間による技術開発を促すと共に、保護技術を採用するよう権利者の自助努力を促すことを、より重視すべき。

パソコンを音楽複製機とみなして私的録音録画補償金制度の対象とすることは不適切である。

正規盤の輸入にあたり、そもそも権利者には適切な報酬が支払われるわけで、「レコード輸入権」について保護の必要性は認められない。また、海外で生産される多くのレコードは、日本版や「正規輸入」版が出ないものも多いので、これらの入手が難しくなり、文化的交流を抑制することになる可能性を危惧する。(他4通)

音楽CD等の著作物について再販価格維持制度が緩和される中、わが国は依然として例外的に認めており、消費者利益への問題も指摘されているところ、これに加え、真正の複製物の輸入を禁止し、国内販売価格の維持を認めることは、国内外の価格競争からレコード分野だけが守られることになり、真の競争力のある企業の育成の観点とは程遠い結果をもたらす危険性があるばかりか、消費者利益に大きな影響を与える。更に、著作物が多くの装置、機器に化体され国際的に流通していることに鑑み、それら装置、機器の越境流通にも影響が生じる。輸入権創設の検討には、これらの問題点への配慮が必要であり、広く国民を含めた関係者が十分な議論を尽くすべき。

著作権等の保護期間について、「50年から70年」という数字だけに注目して他の著作物の保護期間を延長することには強く反対する。

著作物の保護期間を延長し、公有に帰する時期を遅らせることは、当該時点での権利者の利益を一時的に維持させることにはなるが、同時に、公有となった著作物を利用した新たな創作や、新たなビジネス創設の足かせともなる面についての配慮も必要である。保護期間の延長に関する検討は、期間を延長することが有するこのような側面について配慮し、慎重になされるべき。また、検討においては、全ての著作物が対象となると思われるので、著作物の利用を考えるあらゆる産業界を含めた関係者が検討に参加することが必要である。

保護期間について、国際条約でのミニマムを越える期間を設定する場合は、現在米国の連邦議会に提出されている Public Domain Enhancement Act (H R 2601) のように、延長部分については無方式制度をやめて登録制度とするべき。

今まで70年間にでてきた映画で使われていた表現は全て使えなくなる。著作物は登録制ではないために、だれが権利者かわからないということは普通で、更新も何もいらなないために、突然権利を主張されることもある。そんな状況では、創作意欲を削ぐばかりである。

本権利の検討に当たっては、現在の文献複写処理スキームに対する影響を慎重に検討すべき。その意味では、「関係者」とは出版社もしくはその関係業界のみならず、全ての出版物利用者を含めて議論すべき。

著作権の権利期間は既に公表されたものについては公表当時の著作権法を適用すべき。公表後70年の改正後期限は成立以降から公表された著作物に限定すべきであるとする。米国にむけてもその旨を提言していただきたい。

書籍貸与権付与には反対。書籍再販制度を廃止し、貸与権の適用除外を、書籍だけから複製防止が施されたデジタル著作物全般に拡張すべき。

「近年の急速なデジタル化・ネットワーク化への対応が必ずしも充分ではない」、「その保護も遅れていると言わざるを得ない」と総括されているが、1998年以降の精力的な法改正(公衆送信権創設、私的複製許可範囲の制限=コピープロテクト回避規制等々)がどのような効果を挙げ、またどのような点で効果を齎さなかったのか、或いは不足しているのかについての詳細な検証と説明を希望する。

私的録音録画補償金制度(55頁)について、法律上、技術的保護手段の活用により私的複製を全面的、かつ技術的に禁止することも可能となった現状で、それにも関わらず補償金を徴収することは、合理性に欠けるものと思われる。

わが国が向かうべきは、汎用機器、媒体に対して補償金を賦課するというような本制度の拡大方向ではなく、正確な対価徴収システムの構築を推進するとともに、複製が行われないような場合、あるいは利用行為に応じた対価が徴収可能な場合には、そもそも本制度の対象としないとする方向であるべき。こうした考えに基づき、政府としては、民間による技術開発を促すとともに、保護技術を採用するよう権利者の自助努力を促すことを、より重視すべき。

レコード輸入権(55頁)については、わが国では、音楽CD等の著作物について、再販価格維持制度が緩和される中で依然として例外的に認められており、消費者利益への問題も指摘されているところであり、これに加え、真正の複製物の輸入を禁止し、国内販売価格の維持を認めるようにすることは、国内外の価格競争からレコード分野だけが守られることになり、真に競争力のある企業の育成の観点とは程遠い結果をもたらす危険性があるばかりか、消費者利益に大きな影響を与えることは必至であると

危惧する(違法複製物は別範疇の事項となるが、輸入権の是非とは直接的には関係ないはずである。この観点より、「海賊版対策としても有効である」との導入部分は再検討されることが適切と思われる。)。さらに、著作物が多くの装置、機器に化体され国際的に流通していることに鑑み、それら装置、機器の越境流通にも影響が生じることになる。輸入権創設の検討には、これらの問題点への配慮が必要であり、広く国民を含めた関係者が十分な議論を尽くすことが必要であると考えます。

著作権等の保護期間(55頁)においては、著作物の保護期間を延長し、公有に帰する時期を遅らせることは、当該時点での権利者の利益を一時的に維持させることにはなるが、同時に、公有となった著作物を利用した新たな創作や、新たなビジネス創設の足かせともなる面についての配慮も必要である。保護期間の延長に関する検討は、国際条約との絡みもあるにしろ、期間を延長することで生じるこのような側面について配慮し、慎重になされるべきであると考えます。

また、検討に際しては、当然ながら全ての著作物が対象となるものと思われるので、著作物の利用に関わるあらゆる産業界を含めた関係者が検討に参加することが必要であると考えます。

ゲームソフト等の中古品流通の在り方(55頁)については、仮に再度、譲渡権の消尽に関して検討されるとしても、著作物の流通にかかわる様々な産業界との利益衡量が必要であるほか、ゲームソフトの著作物の複製物を所有する消費者の利益との調整が必要であると考えます。

出版物に対する「版面権」(55頁)については、本権利の検討に当たっては、現在の文献複製処理スキームに対する影響を慎重に検討すべきと考えます。出版社のみにこのような権利を与えることが妥当であるかどうかを含め、出版社もしくはその関係業界のみならず、全ての出版物利用者を含めて議論すべきと考えます。

技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象拡大について

このような規制は、接続管理技術の解析そのものを抑止することをも意図しており、学問・研究開発の自由を大きく損ねるものである。このような規制が導入されれば大学・公的研究機関・民間企業の研究所などでセキュリティ管理における開かれたPDCAサイクルが機能しなくなり、一方でアンダーグラウンドでの脆弱性解析は抑止されないため、むしろこのような規制は接続管理のセキュリティ向上の見地から有害である。

技術的保護手段の有用性を担保する観点から、接続管理(アクセスコントロール)回避行為への刑事罰創設、接続管理回避サービスの規制を行うため、直ちに所要の検討を行い、必要に応じ著作権法、不正競争防止法等を改正すべき。保護技術に反応しない無反応技術の規制等広範すぎる規制はその他の重要な技術の発展を阻害する恐れがあるため、政府としての関与はするべきでないと考えます。

無反応機器の問題についても、従来の枠組みにとらわれず、さらにデジタルコンテンツにおける多様な権利者の権利保護を確実なものとするため、コンテンツ産業にとっての大きな課題である無反応機器に対する法的対応について明記されるよう要望する。

法により特定の技術的保護手段を指定し、当該手段に反応しない装置を規制することも考えられるが、このような方法は、技術が固定化することによる技術発展に対する

悪影響、法定された技術を実施する際のコスト負担（当該技術に付着する知的財産権のライセンスのコストを含む）の強制等、懸念される問題があることから、慎重に検討すべき。

技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象を拡大する（56頁）については、法により特定の技術的保護手段を指定し、当該手段に反応しない装置を規制することも考えられるが、このような方法は、技術が固定化することによる技術発展に対する悪影響、法定された技術を実施する際のコスト負担（当該技術に付着する知的財産権のライセンスのコストを含む）の強制等、懸念される問題があることから、慎重な検討を要するものとする。

著作権法の簡素化について

著作権法を簡素化する（56頁）については、「単純化」できるのは文言だけで、その内容は結局複雑にならざるを得ないこと、法律上の用語の定義の変更が、過去の判例の蓄積や解釈等にどのような影響をもたらすのか十分に検討しなければならず、混乱が広がるだけだと考えられるため、それをどのようにして収束し、新しい法体系を作るのかを実証的かつ極めて慎重に検討する必要があると考える。

新たな流通経路の確立による市場拡大について

モバイルコンテンツビジネスは、我が国が先行している分野であり、この分野をトップランナーとして促進していくことが国際競争力強化の観点からも有効。モバイルコンテンツ流通技術の開発促進を強化願いたい。

コンテンツの活用に関し、関係者間の合意形成とともに、デジタルコンテンツ利用についての総合的な取扱い機関としてのコンテンツアグリゲータの育成をお願いしたい。

デジタルコンテンツのネットワーク流通を促進するため、国、公的機関が権利を保有する優良なコンテンツを積極的に開示するとともに、国民や企業が安価で簡便に利用できるようなシステムを構築する等、活用の促進を願いたい。

流通促進のための環境整備について

「過去に放送された放送番組の2次利用」については、インターネットやモバイルネットワークにおけるその流通を促進するために、「著作権を一括管理する機関」の創設等により著作権管理が一括処理出来るような仕組みの創設を願いたい。

インターネットにおけるビジネス環境は激変の過程にあり、現下の状況において、時限を設定し契約見本の在り方を検討することは疑問である。

コンテンツ業界の取引適正化・構造改革の一環として、「放送事業者制定の制作委託“自主基準”の遵守徹底を推進する」としているが、すでに放送事業者においては、番組制作委託取引に関する民放連指針の周知徹底を図り、委託取引の公正性・透明性の確保が浸透している状況にあるので、このような民間の自主的取り組みについて、しかも特定の事業者のみを取り上げて推進計画に記載することは当を得ないと思われる。

「著作物利用者の意見」を反映させる場が絶対に必要であり、公聴会の開催を希望する。このため、独占禁止法第21条は直ちに廃止すべき。

著作権管理団体を複数設置し、あるいは管理システムに意図的に差異を儲けることによってサービスを競い合わせ、著作権者に登録機関を選択させるようにすべき。

その場合、完全自己管理という選択肢とそのための制度整備も併せておこなうべき。

違法コピーは取り締まるべきだが私的バックアップを否定すべきではない。

著作物が媒体に固定されて有形財として流通しているものについてはその中古市場の持つ意味、そして先の裁判で現状維持の中古売買容認判決が最高裁で確定した件を深く鑑みてその上で反映すべき。

流通を促進する(57頁)については、デジタルコンテンツを積極的に流通させるために文化庁長官の裁定制度を取り入れるなど利用しやすい環境作りを計ることが必要と考える。

「(4)インターネットを利用した侵害への取締りを強化する」(39頁)及び「技術的側面から実質的に保護する」(54頁)については、ブロードバンド時代におけるコンテンツビジネスの飛躍的拡大を図るためには、安全なネットワーク環境を作ることが不可欠の課題であるので、強力に推進すべきである。

デジタルコンテンツの円滑な流通を促進するために、権利者データベース構築に向けた支援を行うべき。

「新たな流通経路への活用に関する関係者間の合意形成を促進する」(59頁)については、契約内容に関し合意に至らなかった場合の解決手順等に関する検討が「許諾権」を「報酬請求権」に変えようとしたり、過去に放送された放送番組の二次利用に係る権利を否定しようとするものがないよう留意すべきである。

コンテンツの仲買・価格形成を果たす「目利き役」に当たる団体が、権利処理を一括して取りまとめる役目を果たし、権利者の権利保護と複雑な権利処理関係を一括窓口となって解決できる仕組みになるのであれば、コンテンツ流通市場拡大の観点から歓迎する。ただし、「目利き役」に当たる団体は、権利者と利用者の利害に対して中立である必要があり、「目利き役」の存在によってコンテンツの利用条件が徒に厳しくなったり、コンテンツの価格の高騰を招くことでコンテンツ流通市場の拡大を阻害することを避ける必要がある。ここに述べられている「目利き役」の設立が具体的に検討される際には、その中立性保持を確保した制度の確立につながることを期待する。映画など映像素材の集中管理により、そこに含まれる権利の一覧をデータベース化するのであれば、一つの映像コンテンツに対し誰とどのような権利の処理を行えば良いかが明確化し、処理の簡素化が期待される。このような動きは、コンテンツの流通促進につながるものとして歓迎する。

また、一元的データベース化の延長として、「目利き役」のような団体設立につながる動きとなることを期待する。

「コンテンツ流通のためのシステム整備を行う」について、協議・調整・仲裁・裁定が迅速かつ的確に行われる制度の創設の動き及び解決手段の検討の目的として、新たな流通経路を活用したビジネス展開の阻害を防ぐことが明示されている点について歓迎する。推進計画通り、多様なビジネスの展開に寄与するような計画実行を期待する。

ビジネスモデル開発支援施策を講ずる理念として、権利者の立場からのビジネスモデル開発支援のみならず、利用者が多様なビジネスモデルを開発することを積極的に支援することを意識していただくことを期待する。

放送コンテンツの二次利用促進の動きにつきまして積極的な推進を支持する。
ただし、放送コンテンツの二次利用促進に関する議論が既得権者の間だけに限られて行われることを懸念する。今後IP技術等を利用し、利用者、権利者にとって実質放送と変わらない配信形態で提供した場合には、放送と同等の扱いを行っても問題ないとする。今後、新規ビジネスモデルの支援、コンテンツ流通促進の観点から、多様な事業者に対して議論の場に参加できる権利が与えられるべきであり、特に実態上放送事業者と変わらない事業を営む者に関しては積極的に議論の場に参加する権利を与えていただくことを要望する。
コンテンツの活用について、コンテンツに関する契約の促進、契約モデルの作成などの施策が推進されることを要望する。

第5章 人材の育成、国民意識の向上に関するもの

専門人材の育成について

司法試験の選択科目に知的財産関係を多数入れ、その科目の決定は2003年度中ではなければ意味がない。出来るだけ早く決定して欲しい。(他2通)

日本企業がアメリカにおいてアメリカの知的財産権専門弁護士に支払っているのと同程度の報酬を、日本の知的財産権専門弁護士に支払うようになることこそが、国際競争力のある人材を引きつけるようになる最大の方策だと思う。そして、経済力の乏しい当事者の主張がそれなりに正当なものであり、その主張を否定する裁判例が形成されることにより、市民の権利範囲が制約される虞があるときには弁護士報酬を補助するシステムが不可欠。

「知的財産専門職大学院等との関係も踏まえて、2003年以降検討を行い、弁理士の質的・量的拡大を図る」という計画は賛成。

技術に明るい法曹人を養成するため、技術系人材の入りやすい法科大学院・合格しやすい司法試験とすべき。

弁護士制度・弁理士制度の改正を提案する。

1. 多種多様な専門分野の弁理士を増員すべき。その中でも、特に技術系バックグラウンドをベースとした弁理士を大幅に増員すべき。
2. 弁護士法を改正し、米国パテントアトニー制度に倣った知財弁護士制度(弁理士試験及び司法試験の両試験の合格が要件)を導入すべき。現在の弁理士に訴訟代理権を与えるための能力担保措置が検討されているが、中途半端な人材育成になってしまう懸念がある。やはり、訴訟代理人としては、専門性の高い法曹資格を有する知財弁護士が必要である。

弁理士試験の選択科目免除について、現行の制度においては、海外の大学の修士と博士について選択科目免除資格認定を行わないとするのは、「弁理士の量的・質的拡大を図る。」との記述と矛盾しているのではないかと懸念する。

弁理士試験選択科目の受験免除対象として語学に関する資格が含まれていないので、少なくとも語学に関する唯一の国家資格である通訳案内業資格保有者には免除を認めていただきたい。

現在の弁理士試験は、徐々に合格者が増えつつあるが、知的財産推進計画を担う専門

人材の一員としては圧倒的に不足であり、弁理士試験の大幅な見直しを要望する。多くの弁護士が法科出身のため技術に疎く、そのために特許裁判が長期化するという弊害を緩和するには、技術の判る弁理士の活用が効果的であり、現行の弁理士が法廷訴訟に参与できないという制限を大幅に緩和いただきたい。具体的には、現在の付記弁理士のレベルを引き上げ、弁理士が単独で法廷活動できるようにしていただきたい。（米国や英国のように2種類の弁護士制度を作るのも一案）

米国における守秘特権と日本の弁理士の業務との関係について計画案にあるが、本来は、侵害訴訟における証拠収集手続きに関連して、弁理士の依頼者保護に関する役割が十分に果たされるようにすべく、提訴の前後を通じた依頼者と弁理士との間で交わされた情報文書の開示義務免除の在り方について見直し、弁理士が依頼者のために作成した文書が弁理士の手を離れ、依頼者の手元にある際にも、内外を問わず不当に開示を要求されないようにするため、特許法や弁士理法における手当を行うべき問題であると理解している。この観点に立った検討が行われることを切望する。

知的財産に関する大学院等の設置の推進について

知的財産教育を確立するためには、まず大学が先鞭をつけてそのモデルを確立すべき。大学の社会的な使命として研究と教育があり、研究はTLOなどを通じて成果の技術移転を行い、教育については知的財産の創造、活用、保護に係る人材育成をすべき。

高度に専門的な弁理士を養成する学校として知的財産専門職大学院が是非とも必要である。

知財専門職大学院では、カリキュラムなどは各大学の自主的な取り組みに任せるべきである。

弁理士の資格を有する学生が知財法務のうち民事訴訟に関わる科目を一定単位以上選択・履修した場合は、いわゆる付記弁理士となるための研修や試験を免除することが望ましい。

わが国が知財そのものの研究や教育を行うメッカとなる必要がある。

日本の産業競争力を強化するため、知財ロースクールの開設は絶対に必要である。

知財ロースクールの開設を推進する環境の整備が必要である。

現状の法科大学院は規制が強すぎ、知財専門の法律家を育てるような仕組みになっていない。制度的制約は撤廃し、特許や著作権のライセンス契約で契約法を学び、知的財産権の侵害で不法行為を学ぶといった、抜本的な取り組みを促すべき。全国的な規制緩和が難しいなら、特区を使ってでも実現すべき。

知財専門の法律家を育てるなら、入学者の大半は理工系の修士学位保持者や弁理士資格保持者から選抜する、夜間・休日のみで卒業できるようにする、都心に立地するといった特色が、是非とも必要である。その際の受講料助成などの支援策も必要である。（他3通）

知的財産専門職大学院については、特定の法的知識に偏った視野の狭い専門家を養成してしまう懸念がある。

大都市圏だけでなく、地方における教育カリキュラムの展開や育成された人材の地方における確保支援等についての方策を是非とも展開願いたい。

工学系や経営工学系において、知的財産権講座を有する大学が極めて少ないのが実

情であり、この点の強化をお願いするとともに、MOT教育においては実学重視の観点から、民間での実務経験を有する講師を積極的に採用していただきたい。人材育成に関連して、専門職大学院の活用が計画案にあることは高く評価する。知的財産専門職としての弁理士については、弁理士の専門職大学院における教育の在り方と、資格制度との関連について、今後、総合的な検討が行われることを期待する。

知的財産教育・研究の基盤整備について

日本で、優れた特許を取得できるようになるためには、小中高の教育で、独自性を持った物の考え方をすることを教育し、詰め込みで知識のみを与える教育から脱皮する必要がある。まずは、小中高の教師の教育から始める必要がある。

現在日本の教育制度の中で知的財産教育を行う場合において、子供達の発達段階に応じて教育していくべき。

知的財産に係る知識を一時的に教えるのではなく、小・中・高・（大）を包含する一貫した教育体系として教育していくべき。そのためには、学習指導要領の改訂などを行っていくべき。

新しいことを創造することや、自らのアイデアや工夫を実現しようとすることはやろうとすれば勇気を必要とする。そのためには、チャレンジを促す風土づくりが必要であり、「個」の確立をめざすような教育が行える環境を作っていくべき。

「自分で考え、自分で行動する」人材を育成していくためには、起業家教育こそがその最適な教育といえる。そのため早い時期から事業を起すのに必要な能力である自分の意見を持つことや、自分で行動する能力を育成するために起業家教育を行うべき。知的財産について教育を行う場合に小学生にはその言葉自体が難しく、理解することさえも難しいので、例えばテレビやラジオなど身の回りの製品で実際に使用されている部品やマーク、デザインなどの知的財産について教えていくべき。

次に掲げる方策を提言する。

- 1.平成16年度からの小中高校のすべての「学習指導要領」に「創造性豊かで平和な社会を実現するために知的財産教育を行う必要がある。
また、教科の種類にかかわらず自由な発想、創意工夫の大切さを涵養し、獨創性・個性を尊重することが重要であることを理解させる。」旨を明記する。
- 2.小中高校のすべての教育担当者に対する「知的財産教育のための知的財産および知的財産権に関する研修」の機会を提供する。
- 3.「知的財産教育戦略」を文部科学省および経済産業省が指導的役割を持って推進する。
- 4.小中高校における「知的財産教育」に関して、国民一般の理解が得られるための啓発活動を推進する。

知的財産教育及び啓発活動を積極的に推進すべきである。